

より便利に

令和6年4月1日より

重度障害者タクシー料金助成制度が変わります

主な変更点

変更
1

利用券1枚あたりの助成額・交付枚数が変わります。

1枚あたりの助成額を下げて、交付枚数を増やす^{※1}ことで少しの移動でも無駄なくご利用いただきやすくなります。

計算も
しやすい!

令和5年度			▶		令和6年4月1日から	
福祉券	830円	96枚	▶	500円	160枚	
透析券	830円	120枚	▶	500円	200枚 ^{※2}	
リフト券	2,500円	96枚	▶	2,000円	120枚	
透析リフト券	2,500円	120枚	▶	2,000円	150枚	

※1 交付枚数を増やしているため、**年間の助成総額は変更後も同水準**です。

※2 透析券のみ、1人につき100枚×2冊（計200枚）交付します。

（透析券以外は変更後も変わらず1人1冊の交付です。）

変更
2

1乗車に複数枚の利用券が使えるようになります。

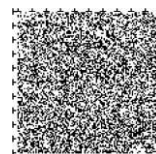
ちょっとそこまでの買い物にも、少し遠くのお出かけにも、より柔軟にご利用いただきやすくなります。

もっと
遠くまで
行ける!

令和5年度	▶		令和6年4月1日から
利用可能枚数 1乗車あたり <u>1枚</u> のみ			福祉券・透析券 (500円券) 1乗車あたり <u>10枚(5,000円分)</u> まで
			リフト券・透析リフト券 (2,000円券) 1乗車あたり <u>5枚(10,000円分)</u> まで

制度変更後のタクシー利用券の使い方など詳しくは新しい利用券をお渡しする際にあわせてお知らせします。

裏面もご覧ください。



今後の流れ

令和6年

3月15日（金）以降

新

令和6年度
タクシー利用券
更新交付開始



複数枚利用開始！

4月1日（月）

新

タクシー利用券
通用開始

更新手続き

については
同封の更新案内を
ご確認ください。



※タクシー利用券の更新はお手続きが必要です。詳しくは同封の更新案内をご確認ください。

※更新のお手続きの時期により、新しい利用券の交付が4月1日以降になることもありますのでご注意ください。

※令和6年3月31日までは、複数枚利用はできません。

お問い合わせ先

令和6年2月20日（火）開設

制度変更やタクシー利用券の使い方などのお問い合わせは

名古屋市重度障害者タクシー利用券コールセンター

TEL 052-766-6616

FAX 052-687-6577

<受付時間>

月曜から金曜（休日除く）

午前9時～午後5時15分

（支所管内にお住まいの方は）

お住まいの区の区役所福祉課障害福祉係・支所区民福祉課福祉係

※コールセンターでは一般的な制度案内が可能です。個人情報を含む内容については、区役所または支所にお問い合わせください。